

2019年9月20日

各位

株式会社北洋銀行

社会医療法人 博愛会様が北洋医療福祉債を利用

～医療・介護・福祉事業者向け債券発行スキーム～

社会医療法人 博愛会様(本社：帯広市西 23 条南 2 丁目 16 番 27 号、理事長：細川 吉博氏)は、9 月 24 日に「**北洋医療福祉債**」1 億円/年限 7 年を利用します。

北洋医療福祉債は法的に債券を直接発行できない医療法人等に、まず融資を実行し、その返済を受ける権利を銀行から特定目的会社（SPC）に譲渡することで、SPC がその権利を裏付けとして発行する一般企業と同様の銀行保証付私募債です。

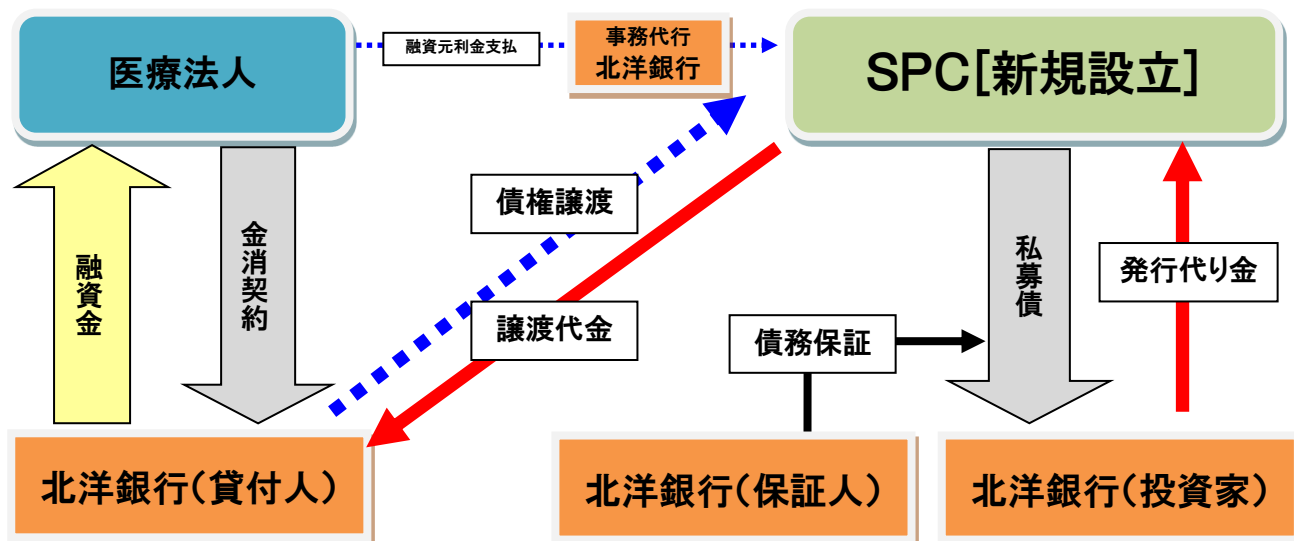
北洋医療福祉債を利用するためには、医療法人等の規模、財務、収益内容等について厳しい基準を満たしていることが必要であることから、「優良法人」として社会的評価がなされます。また、投資家からみると、「医療法人等が確実に融資金を返済する経営体力を有するか否か」が判断基準となります。

当法人のメリットは、①間接的に債券発行のメリットを享受できること、②健全経営のPR 効果が見込めることです。また、北洋銀行にとっては、①お客様ニーズへの対応強化、および②医療、介護、福祉マーケットからの収益機会を拡大できる点に意義があります。

今後も当行は、中小・中堅一般企業向けをはじめとして、医療法人等向けの本商品など、多様な私募債を道内のお客様に対してご提案していく所存です。

以上

商品仕組図



- (1) 当行が医療法人等に社債内容とほぼ同内容（金利、利払い方法、償還方法他）の貸付を実行。
- (2) 上記貸付債権を当行がSPCに売却。
- (3) SPCは購入した債権を基にABS（アセット・バックド・セキュリタイズ：資産担保証券 銀行保証付）を私募形式で発行。
- (4) ABSを当行が購入。